

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループでは、企業倫理の徹底をコーポレートガバナンスの基本と考え、「企業行動指針」および「社員行動基準」に定めた以下の方針に基づいて、企業経営にあたっております。

法令および当社の規程等を遵守し社会的良識を持って行動する。

常に公正、透明、自由な競争を意識し、適正な取引を行う。

迅速な意思決定と俊敏な行動により、経営の効率化を図り収益性を高めて、株主、取引先、パートナー企業の信頼に応えるとともに、会社の継続的な成長と発展を目指す。

当社のコーポレートガバナンス体制は、監査等委員会設置会社として取締役会と監査等委員会によって、取締役の業務執行の監督および監査を行っております。業務執行については、取締役会の意思決定を迅速かつ的確に実行するため、執行役員制度を導入し、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にすることで経営の効率化を図っております。また、役員の指名・報酬については、取締役会の諮問機関として過半数の独立社外取締役で構成する指名委員会および報酬委員会を設置し、各委員会の答申を尊重して決定しており、決定過程の透明性・公正性を確保しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則2 - 4 社内の女性活躍促進を含む社内の多様性の確保】

当社グループでは、従業員の個性と人格を尊重し、1人ひとりがその個性と能力に応じてフルに力を発揮することができる職場環境を醸成するという考えのもと、ダイバーシティ&インクルージョンを推進しています。

従業員の人権を尊重した職場環境づくりを目指すとともに、多様な人材の強みを活かすことが、強くしなやかな組織づくりにつながると考え、以下の施策を通じて、ダイバーシティを推進してまいります。

- ・女性活躍推進
- ・働き方改革
- ・働きやすい環境づくり
- ・プロフェッショナル人材(中途採用)推進
- ・人材育成強化
- ・介護についての全社理解推進

<多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標>

(1) 女性の管理職への登用

2030年までに12%以上になるよう取り組んでまいります。

女性管理職比率の実績については以下の通りです。

(53期)3.7% (54期)5.1% (55期)4.4% (56期)4.1%

当社としては、性別によって管理職任用に差異を設けてはおりませんが、ロールモデルとなる女性管理職を増加させることは喫緊の課題と考えております。新卒を中心とする女性社員採用数の増加に伴い、女性社員比率は向上しており、女性特有の事情・ライフイベントにも更に配慮し、中長期的なキャリア形成を支援する取り組みを今後引き続き検討してまいります。

(ご参考)女性社員比率

(53期)19.5% (54期)21.1% (55期)23.0% (56期)23.9%(2024年1月現在)

(57期)2025年1月度目標 25%以上

(2) 外国人/中途採用者の管理職への登用

当社としては前述した多様性確保についての考え方にに基づき、中核人材の登用を進めてまいります。

外国人・中途採用者においても、管理職として登用する機会については同等であり、特段の差が生じているとは認識していないため、現時点では管理職登用の目標策定・開示は行っておりません。

<多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針、その状況>

当社では多様な人材が価値観の違いを各々認め合い、様々なライフイベント等が発生する際にも仕事と両立できるよう支援制度を整えております。

また、多様性確保に向けて、男性育児休業取得についても積極的に推し進めており、その取得実績としては以下の通りであります。

・男性育児休業取得率

(52期)4.5% (53期)25.0% (54期)20.0% (55期)57.7% (56期)63.0%(2024年1月末現在)

当該支援制度により、すべての社員が継続して働きやすい職場となるよう環境整備をし、多様性の確保を進めており、人材育成方針・社内環境整備方針等については、今後策定してまいります。

【補充原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 自社のサステナビリティについての取組み

当社は、サステナビリティを巡る課題が重要な経営課題であることを認識し、幅広いステークホルダーとの協働、積極的な情報開示と透明性の向

上に努めております。当社のESGの考え方や方針、取り組みについては、当社ホームページをご参照下さい。

環境面からのアプローチ

<https://www.cec-ltd.co.jp/esg/environment.html>

社会貢献面からのアプローチ

[https://www.cec-ltd.co.jp/esg/social\\_contribution.html](https://www.cec-ltd.co.jp/esg/social_contribution.html)

## (2) 人的資本や知的財産への投資等

当社は、従業員個々人の持続的成長が会社としての競争力向上につながると考え、優れた人材の確保と成長、パフォーマンスの最大化を目指し、以下の取り組みを実施しております。

### < 人材確保・人材育成 >

急激に変化する外部環境を適切に捉え、成長戦略を牽引する個性や強みを持ったプロフェッショナル人材の確保を主目的として、中途採用を推進しており、更にその属性はもちろん、価値観等によらない多様な人材が活躍し続けることができるような風土・環境整備を進めております。

また、従業員が持続的成長を続けるために、人事制度を抜本的に見直し、役割を重視した制度へ変更するとともに、チャレンジが評価に反映されるよう目標管理制度を変更し、自分の成長を自分で描く、自律した人材の育成を目指します。従業員が自身のキャリアを主体的に描き、会社がこれを積極的にサポートする環境を整えることで、人の成長が会社の持続的な成長に繋がる仕組みを構築し、以下の取り組みを行っております。

#### 役割の明確化と等級の圧縮

等級ごとの期待する役割を明確にし、かつ一般職の等級を圧縮することで、従業員自身が果たすべき成果と目指すべきキャリアをイメージしやすくし、スピード感をもってキャリアを築ける環境を整備いたしました。

#### 複線型のキャリアマップの提供

従来「一般職」「幹部職」「経営職(管理監督者)」の枠組みだったものから、新たに「専門職」を創設し、複線型のキャリアマップを示し、個々のキャリアプランをサポートしております。

#### 新しい人材育成の考え方の導入

自律型人材育成の観点から、従業員の評価に用いる目標管理シートを見直し、会社が定める目標設定から、従業員が自ら目標と達成レベルを申告し、上司と面談の上、共に合意し決定するプロセスといたしました。

#### 従業員主導の成長と学び

当社は、社員が自ら目指すべき達成レベルを決定し、例え失敗しても、挑戦から学びを得て成長できる環境を提供しております。

あわせて、多様化・複雑化する環境の変化に対応していくため、DX人材やPM人材の養成を実施することに加え、階層別・スキル別の期待される役割に沿った教育を体系的に実施するなど、全社で統一した育成を実践することで人材強化を行うほか、社員のスキルチェンジ支援や若年層の能力底上げを図っております。

#### 健康経営

当社が事業を持続的に成長させていくうえでの最大の資本は「人材」と考えており、経営目標の達成および経営戦略の実践における源泉も人材となります。

従業員の健全な労務提供がなされることにより、事業運営が可能となり、会社の持続的な成長を通じて顧客や地域、社会全体の発展に貢献できるものと考えております。

よって、最大の資本である従業員の健康を担保することを重要な経営課題と捉え、「健康経営」を経営戦略のひとつに掲げ、健康経営体制を整備するとともに、ストレス関連疾患の発生予防・早期発見・適切な対応および再発防止策、またワークライフバランスへの配慮・対応労働時間の適正化や生活時間の確保などの取り組みが評価され、「健康経営優良法人認定制度」に基づく健康経営優良法人(2023)の認定を受けました。

#### ダイバーシティ&インクルージョン(D&I)

当社は、多様な価値観をもった従業員がお互いを理解し、助け合い、様々なアイデアが飛び交い互いに切磋琢磨できる企業であり続けたいと考えます。そのために、様々な事情を抱える従業員がいる中でも、柔軟に就業できる・就業しやすいと思ってもらえる環境整備に努めております。

当社は、2021年2月1日～2026年1月31日までの5年間の間に、女性従業員割合を25%以上とすることを目標といたしました。これを達成するため、風土・意識醸成といったソフト面や、制度・ルールなどのハード面において様々な施策を立案検討し、女性従業員一人ひとりが能力や経験を十分に発揮し、活躍できる環境を目指しております。更に、男性の育児休業を推進するため「プレパパ研修」、育児取得者への「仕事と育児の両立講座」、介護セミナーの実施など、育児・介護の両立支援を積極的に実施するとともに、全社員向けにD&Iについて考える研修を実施し、必要性を周知するとともに互いが助け合える環境の醸成を推進しております。

### < 知的財産への投資 >

当社において、特許発明、UIデザイン、商標、プログラム著作物など、複数の知的財産について投資、保有をしております。また、新たな知的財産を生み出すため、研究開発も行っており、研究開発費については、有価証券報告書上で毎年開示しております。

特に、特許については、事業戦略と紐付けて、パッケージ製品を中心とした発明について出願をしておりますが、特許ポートフォリオの充実化、事業関係の強化を目的とし、他社との共同開発等により創作された発明も積極的に共同出願を行っております。

また、プログラム著作物についても、原則として当社において再利用できるようお客様との契約において調整を進めるなど、積極的な知財利用を図っております。

## (3) 気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について

気候変動の原因とされるCO2排出量について、当社の場合はデータセンター事業を営む上で消費する電力に起因するCO2、およびお客様に販売するハード機器がライフサイクルを通じて排出するCO2の2種が主要因であることを特定し、削減に向け取り組みを進めております。また、本取組はISO14001認証を取得済みの環境マネジメントシステムを活用し、進捗等について取締役会でモニタリングする体制を取っております。ISO14001認証の適用範囲になる当社拠点についても徐々に拡大しており、57期をもって全国すべての拠点での認証取得が完了する予定であります。

また、中期経営計画において、事業を通じた社会課題への取り組みについても積極的に推進していく計画であることを開示しており、現時点での取り組みについても当社ホームページで紹介しております。

[https://www.cec-ltd.co.jp/esg/social\\_business.html](https://www.cec-ltd.co.jp/esg/social_business.html)

## 【補充原則4 - 2 . 取締役会の役割・責務(2)】

### (1) 自社のサステナビリティを巡る取り組み

サステナビリティを巡る課題については、経営に関する重要課題と認識しており、当社はまず事業の継続的成長を第一と考え、56期中の取締役会において、事業ポートフォリオを中心に議論を重ねてまいりました。57期が中期経営計画(2023年1月期～2025年1月期)最終年度であり、今後、次期中計はもちろん、より中長期の視点でパーパス(経営理念)の再構築、目指すべき事業ポートフォリオ及び重点課題の特定、投資戦略を踏まえ

た資本政策など、中長期的に必要な施策を具体化し、各ステークホルダーにご理解・共感いただけるよう、引き続き取締役会で審議してまいります。なお、サステナビリティを巡る取り組みの基本的な方針については、今後策定を検討し、開示を予定しております。なお、サステナビリティを巡る取り組みの基本的な方針については、今後策定を検討し、開示を予定しております。

また、当社の具体的なサステナビリティを巡る課題への取り組みについては、当社ウェブサイトをご参照下さい。

#### (2) サステナビリティを巡る取り組みの実効的な監督について

原則3-1( )に記載の経営方針に則り、経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略について実効性ある戦略となるよう取締役会での議論を継続しています。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

### 【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、政策保有株式について投資先企業との取引関係の強化等を目的とし、中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合に株式を保有する方針です。政策保有株式について、毎年取締役会で保有目的の適切性や保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを検証しております。その上で、継続して保有する必要がないと判断した株式は売却を進めるなど、政策保有株式の縮減に努めてまいります。政策保有株式の議決権行使については、当該保有企業の中長期的な経済合理性を検証しつつ、社会的不祥事等重大な懸念事項の有無等により企業価値を総合的に判断しております。

### 【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、役員と取引を行う場合(利益相反取引を含む)、取締役会の承認を要する旨を社内規程に定めております。また、当社が主要株主等と取引を行う場合、取引の重要性や性質に応じて必要な承認手続を定めており、他の一般的取引と同等の条件で取引を実施しております。

### 【補充原則2-4. 社内の女性活躍促進を含む社内の多様性の確保】

「当報告書 - 1. 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】」に記載のとおりです。

### 【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとして機能発揮】

当社グループは、規約型の確定給付企業年金を導入しております。年金資産の運用につきましては、従業員の年金給付等を将来にわたり確実にを行うことを目的としており、中長期的観点から政策的資産構成割合を策定し、社外の資産管理運用機関に委託しております。

また、年金資産の運用状況を四半期に一度モニタリングし、必要に応じて策定済みの資産構成割合を見直す運用としています。なお、運用機関に対しては、人事、経理部門長等の適切な資質をもった人材が運用状況を確認し、今後の運用について提議する体制をとっています。また、担当者について5年周期で変更・見直しを行い、属人化の防止と人材育成にも努めております。

### 【原則3-1. 情報開示の充実】

( )当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、当社の意思決定の透明性、公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するとの観点から、年2回の決算説明会などにおける説明のほか、積極的な情報発信を行っております。

#### (経営理念)

「高品質のICTで顧客の事業発展に貢献する」という行動目標のもと、当社では行動指針を定めてステークホルダーとの適切な協働に努めております。詳細は、当社ホームページにおいて開示しております企業理念をご参照ください。

企業理念：<http://www.cec-ltd.co.jp/corporate/policy.html>

#### (経営戦略・経営計画)

中期経営計画で定めた会社の目指す姿である「ICT技術で未来を創る企業」のもと、対応すべき課題に真摯に向き合い、役員・従業員一丸となって日々の業務に邁進して参ります。詳細は、当社ホームページにおいて開示しております中期経営計画をご参照ください。

中期経営計画：[http://www.cec-ltd.co.jp/ir/aboutus/management\\_plan.html](http://www.cec-ltd.co.jp/ir/aboutus/management_plan.html)

( )「1. 基本的な考え方」および当社ホームページに記載のとおりです。

<https://www.cec-ltd.co.jp/esg/governance.html>

( )取締役の報酬は、固定報酬(金銭)、業績連動型報酬(金銭)および株式報酬型ストックオプションで構成されており、任意の諮問委員会である報酬委員会の諮問を経て決定しております。

なお、取締役個人別報酬の決定方針は以下の通りです。

#### 【監査等委員でない取締役個人別報酬の決定方針】

当社は監査等委員でない取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は以下のとおりとなります。

a 取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の報酬は、会社が掲げる目標を達成し、企業価値向上・株主価値向上を図ることを目的として、取締役会が報酬委員会への諮問および答申を受け、これを尊重した決定を行うことで、公正性、透明性に配慮しております。

b 取締役の報酬は、「固定報酬」、「業績連動報酬」および「株式報酬型ストック・オプション」で構成しております。

#### 「固定報酬」

役位別に設定した基準金額内在任中に月額払いで支給しております。

#### 「業績連動報酬」

業績連動報酬は、期首に設定した目標達成時に基準金額の100%を支給するものとします。

業績連動報酬は、全社業績連動報酬と個人別業績連動報酬により構成しております。なお、業績連動報酬は賞与として年1回支払います。

(a)全社業績連動報酬は、役位別基準金額に対して、連結業績(売上高および営業利益)の予算達成率に基づく係数により算出し決定しております。

(b)個人別業績連動報酬は、役位別基準金額に対して、担当部門別業績(売上高および営業利益)の予算達成度に基づく係数により決定しております。

業績連動報酬に係る指標は、売上高および営業利益の達成水準を主な指標とし、実支給額の決定にあたっては、代表取締役社長の判断により、予算達成率に基づく係数により算出された金額を前提とし、報酬委員会の諮問・答申を経て、最終的には代表取締役社長が中期計画課題の進捗

なども含め、総合的に判断の上、報酬委員会の答申を尊重して決定します。

#### 「株式報酬型ストック・オプション」

株式報酬型ストック・オプションは役員退職慰労金制度に代わる制度として採用しており、ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることで、当社取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、企業価値向上に対する経営責任を明確にするため、付与するものであります。新株予約権の付与個数については、取締役の個人別の固定報酬額および業績連動報酬額を月額換算した額をその基準とし、固定報酬額および業績連動報酬額ならびに株主総会で決議された限度額の範囲内において、決定しております。なお、在任中にストック・オプションとして新株予約権を割り当て、退任後に当該新株予約権を行使することとしております。

#### c 取締役の個人別の報酬等の額に対する報酬等の種類ごとの割合

種類別の報酬割合は以下の割合を目安といたします。

なお、業績連動報酬が100%で支給された場合、固定報酬(金銭および株式報酬型ストック・オプション)と業績連動報酬(金銭および株式報酬型ストック・オプション)との割合は67%、33%となります。

(業績報酬、株式報酬型ストック・オプションが規定額で支給された場合)

取締役(固定・金銭)61.8～92.3%(固定・SO)5.2～7.7%(業績連動・金銭)0～30.5%(業績連動・SO)0～2.5%

社外(固定・金銭)100%

d 社外取締役は、固定報酬のみの支給となり、業績連動報酬(全社・個人別業績評価とも)および株式報酬型ストック・オプションは適用対象外となっております。

e 当社の取締役の報酬等の内容の決定のうち、一部を代表取締役社長に委任するものとし、その権限の内容および裁量の範囲は、各取締役の業績連動報酬に係る個別報酬額に関する部分となり、報酬委員会の答申も尊重した上で決定いたします。

#### 【取締役の個人別報酬等の決定に係る委任に関する事項】

当社においては取締役の報酬等の内容の決定のうち、一部を代表取締役社長に委任するものとし、その権限の内容および裁量の範囲は、各取締役の業績連動報酬に係る個別報酬額に関する部分となり、報酬委員会の答申も尊重した上で決定いたします。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業務を俯瞰し、各取締役の担当事業の評価を行う役割を代表取締役社長が担っており、この者が各取締役の業績連動報酬に係る個別報酬額を決定することに適していると判断したためであります。

当該事業年度における取締役の個人別報酬等の額は、株主総会にて承認済みの枠内にて、決定方針に基づいて、当社全体の業務を俯瞰し、評価できる代表取締役にて決定されていることが取締役会においても決定方針に沿うものであると判断しております。

( ) 当社は、取締役会の諮問機関として指名委員会を設置しており、指名委員会にて、取締役・経営陣幹部の指名について審議し、取締役会は指名委員会の答申をもって取締役・経営陣幹部の候補者を決定する方針であります。指名委員会はその独立性確保のため、独立社外取締役が委員長を務め、また、過半数を社外取締役が占めております。豊富な経験を持つ社外取締役の知見および助言を活かし、取締役会に取締役候補者等についての意見を提示するだけでなく、サクセッションプランの策定・モニタリングを行い、取締役会へ答申を行うことにより取締役・経営陣幹部等の指名の決定に関する手続の客観性および透明性を確保しています。

また、監査等委員の候補者については、監査等委員会の同意を得たうえで、財務・会計の知識や経験が豊富で当社取締役会の監督を十分に行える資質を持った人物を取締役に付議しております。

( ) 取締役候補者については、株主総会招集通知に個人別の略歴及び選任理由を記載しております。

[https://www.cec-ltd.co.jp/ir/shareholder\\_meeting.html](https://www.cec-ltd.co.jp/ir/shareholder_meeting.html)

#### 【補充原則3 - 1 . 情報開示の充実】

「当報告書 - 1 . 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】」に記載のとおりです。

#### 【補充原則4 - 1 . 経営陣に対する委任の範囲の概要】

取締役会は、法令、定款および取締役会規則に定められた重要事項の意思決定を行っております。また、経営陣の業務執行範囲やその権限は、社内規程で明確にしております。

#### 【原則4 - 9 . 独立社外取締役にかかる独立性判断基準及び資質】

会社法における社外取締役要件および証券取引所が定める独立性基準に従って独立社外取締役を選任しております。

独立社外取締役には、当社の経営面における助言・監督機能を期待しており、その役割を担うに相応しい人格および専門的知識、経験を有しているかを総合的に検討しております。

#### 【補充原則4 - 10 . 任意の仕組みの活用】

当社は、取締役会の諮問機関として指名委員会および報酬委員会を設置しており、取締役・経営陣幹部の指名・業績評価・報酬設計等について審議し、取締役会にその意見を提示するだけでなく、サクセッションプランの策定・モニタリングを行っております。委員の構成は独立社外取締役を過半数とし、委員長を独立社外取締役とすることで委員会の関与・助言にあたり独立性・透明性を確保しており、詳細は当報告書「 - 1【任意の委員会】」の補足説明に記載の通りです。

なお、役員候補者の指名方針については、当報告書「3 - 1(iv)」に、取締役個人別報酬の決定方針は当報告書「3 - 1(iii)」に記載のとおりです。

#### 【補充原則4 - 11 . 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会は、当社の事業分野に精通した社内取締役7名と、他社の経営経験、人事・財務・会計・法務・コンプライアンス面の経験ならびに公認会計士の資格を有する独立社外取締役5名(うち女性2名)で構成しており、知識・経験・能力面・ジェンダーにおいて多様性を備えた体制となっております。

現在の取締役の人数は12名であり、取締役会においては建設的な議論と意見交換がなされており、適切な規模であると考えます。

なお、スキル・マトリックスについては当報告書参考資料のほか、株主総会招集通知にも記載をしております。

URL:[https://www.cec-ltd.co.jp/ir/shareholder\\_meeting.html](https://www.cec-ltd.co.jp/ir/shareholder_meeting.html)

また、取締役の選任に関する方針・手続については、当報告書「3 - 1(iv)」に記載のとおりです。

#### 【補充原則4 - 11 . 取締役における、他の上場会社の役員の兼任状況】

取締役(社外および監査等委員である取締役含む)の取締役会および監査等委員会への出席率は高く、兼任数は合理的な範囲内であると考えております。

また、取締役の他の上場会社役員兼任状況は定時株主総会招集通知や有価証券報告書にて開示しております。

#### 【補充原則4 - 11 . 取締役会全体の実効性に係る分析・評価の結果の概要】

当社では、取締役会の機能向上により企業価値を高めることを目的とし、外部機関(第三者)を活用して、全取締役(監査等委員である取締役、社外取締役を含む)を対象とした、取締役会実効性評価に関するアンケートを1年に1回、定期的を実施しております。そして、アンケートにより抽出された結果・課題を踏まえ、取締役会で議論を行い、課題に対する対策を検討・実行しております。本年においては、特に全社方針を定める取締役会と事業執行を行う経営会議の役割定義について繰り返し議論してまいりました。アンケート結果より抽出された新たな課題は以下の通りであります。

#### 【本年の課題】

- ・取締役会の在り方(経営と執行の分離)
- ・取締役会の議論
  - 経営戦略・経営計画と会社の持続的成長・企業価値の創出との整合性についての議論
  - 外部環境の変化に対応した経営戦略や経営計画等の更新・修正に関する十分な議論
- ・取締役会のモニタリング機能
  - 経営戦略・経営計画のグループ全体の潜在的なリスクとその対処方法についての適切な監督
- ・取締役(監査等委員を含む)に対する支援体制
- ・指名委員会・報酬委員会の運営

シーイーシー取締役会においては、アンケート結果より客観的に抽出された課題をもとに取締役会で優先順位付けを行い、改善し続けることで、さらなる実効性の向上を図り、そして、企業価値向上に向けた議論を進めてまいります。

#### 【補充原則4 - 14 . 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役(監査等委員である取締役を含む)に対し、各々に求められている役割や職責を果たしてもらうべく、社内研修、外部セミナーならびに勉強会等を実施しております。なお、セミナーや研修に要する費用は、当社規程に基づき当社で負担しております。また、重要な法改正等の機会には、適宜情報提供を行っております。

#### 【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、IR担当部署は経営企画部が担っており、IRを管掌する取締役のもと、コーポレート統括本部所属の各部門が経営企画部を補助する体制となっております。

なお、機関投資家・アナリスト等向けの決算説明会を半期に1回開催するとともに、個別面談やスモールミーティング等を実施しております。決算説明会、個別面談やスモールミーティングで投資家から出された質問・意見は必要に応じて会議での報告やレポート配布などにより経営陣幹部に共有の上、適宜対応を検討しております。決算関連資料および決算説明会資料に関しては、ホームページ上に公開しております。

URL: <http://www.cec-ltd.co.jp/ir/>

決算説明会については、より多くのステークホルダーの皆様にご理解いただくために、ライブ配信及び動画配信を実施しております。

#### 【株主との対話の実施状況等】

株主との対話の実施状況は、以下のとおりです。

#### (1) 対話の主な対応者

IR担当部門スタッフおよびIR管掌取締役

#### (2) 対話を行った株主の概要

【対象期間: 2023年2月1日 ~ 2024年1月31日】

- ・件数: 129件(1on1、電話取材を含む)
- ・運用方法: アクティブ投資家が中心
- ・対応者の担当分野: アナリスト、ファンドマネージャー、ESG担当等

#### (3) 対話の主なテーマや株主の関心事項

- ・同業他社比較の受注伸長率その他業績の概要と業績予想値
- ・採用目標や賃金の推移を含む人事施策の進捗と着地見込み
- ・資本コスト、資本政策、M&Aの検討状況等の財務関連事項

#### (4) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣や取締役会に対するフィードバックの状況

- ・キャッシュフローおよび財務施策方針の開示
- ・受注やその他開示項目に関する開示内容の充実
- ・次期中期経営計画の経営指標についての投資家意見

#### (5) 対話やその後のフィードバックを踏まえて、取り入れた事項があればその内容など

- ・長期展望(VISION 2030)策定におけるキャッシュフロー方針の開示
- ・経営指標、業績指標等の定量情報の拡充

(資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応)(検討中)(英文開示あり)

#### 【原則5 - 2 . 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すため、中期経営計画2022-2024年度においてキャッシュフローの考え方を開示しております。収益力・資本効率等に関する目標指標として、売上高、経常利益、経常利益率、自己資本当期純利益率(ROE)を用いております。

事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し、具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉で明確な説明を心掛けております。

計画の進捗については、決算説明会補足資料や事業報告書等で随時開示を行っております。

- ・中期経営計画: [http://www.cec-ltd.co.jp/ir/aboutus/management\\_plan.html](http://www.cec-ltd.co.jp/ir/aboutus/management_plan.html)
- ・決算説明資料: <https://www.cec-ltd.co.jp/ir/guide/>
- ・事業報告書: <https://www.cec-ltd.co.jp/ir/report/>

また、当社は現在、次期中期経営計画および2030年度を最終年度とした長期展望(VISION 2030)の策定を進めております。「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の検討および「経営指標に関する妥当性」につきましては、当該計画を策定の中で、取締役会等にて議論を重ね、中・長期計画発表のタイミングに合わせて開示を行う予定です。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 20%以上30%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ミツイワ株式会社	4,447,200	13.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,987,700	11.86
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,734,400	8.13
岩崎宏達	1,335,100	3.97
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/FIM/LUXEMBOURGFUNDS/UCITS ASSETS	1,275,000	3.79
富士通株式会社	1,240,000	3.68
シーイーシー従業員持株会	1,188,700	3.53
日本フォーサイト電子株式会社	930,960	2.76
MSIP CLIENT SECURITIES	594,200	1.76
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505227	575,400	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	1月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

## 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大塚 政彦	他の会社の出身者													
高橋 静代	他の会社の出身者													
小杉 乃里子	他の会社の出身者													
谷口 勝則	公認会計士													
國安 幹明	他の会社の出身者													

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

### 会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大塚 政彦				大塚政彦氏は、大手自動車メーカー系列企業の役員経験者であり、その役員在任中に培ってきた見識と経験により、社外取締役としての幅広い経営的視点からの助言および業務執行の監督機能を期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をしております。 また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

高橋 静代				<p>高橋静代氏は、システム開発企業における事業部門長および人事部門長ならびに東証一部上場企業における取締役管理部門長の経験があることから、特に人的資本に関する当社の課題に対し、総合的な見地からの助言ならびに実務視点も踏まえた業務執行の監督機能を期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をしております。</p> <p>また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。</p>
小杉 乃里子				<p>小杉乃里子氏は、国内外の多様な企業で財務・経理に関するご経験に加え、経営企画・IRに関する幅広いご経験があることから、特にIR・企画・財務面からの的確な経営への助言および国際性や多様性の観点からの助言ならびに業務執行の監督機能を期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をしております。</p> <p>また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。</p>
谷口 勝則			公認会計士	<p>谷口勝則氏は、直接企業経営に関与された経験はございませんが、公認会計士としての専門的知識、経験を有していること、またシステム開発企業での監査役の経験を有しており、かかる経験に基づく適切な監査・監督を期待して、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任をしております。</p> <p>また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。</p>
國安 幹明				<p>國安幹明氏は、監査役および監査等委員としての監査経験、またグローバル企業でのガバナンスおよびコンプライアンス業務経験を有しており、かかる経験に基づくグローバルな観点からのガバナンス強化および適切な監査・監督を期待して、監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。</p>

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

### 現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査部門等の要員に対し、必要に応じて監査業務の補助を命令することができ、監査業務の補助を行ったものの人事異動・評価等については監査等委員会の同意を得ることとしております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会社法監査および金融商品取引法監査についての監査契約をPwC JAPAN有限責任監査法人と締結しております。監査等委員会とPwC JAPAN有限責任監査法人とは、事前会計監査打合せ(四半期・期末決算毎)および会計監査結果報告(四半期・期末決算毎)などの会議を定例



化して実施しております。また、監査等委員会は内部監査部門の責任者である監査部長に監査等委員会への出席を求め、内部監査等の実施状況について報告を受けているほか、必要に応じて監査部等の要員の補助を受けております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	9	0	4	5	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	9	0	4	5	0	0	社外取締役

補足説明 更新

### (1) 委員の選定・指名方法

当社では取締役会における決議をもって委員を選定しております。

また、指名委員会・報酬委員会の独立性確保の観点から、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、両委員会の委員長は独立社外取締役である委員の中から選定することとします。

2024年度(第57期)の委員の構成は以下の通りです。

指名委員会: 大塚政彦(委員長/社外取締役)、高橋静代(社外取締役)、小杉乃里子(社外取締役)、谷口勝則(監査等委員である社外取締役)、國安幹明(監査等委員である社外取締役)、姫野貴(代表取締役社長)、藤原学(社内常務取締役)、大北敦司(社内取締役)、酒井靖男(社内取締役)

報酬委員会: 小杉乃里子(委員長/社外取締役)、大塚政彦(社外取締役)、高橋静代(社外取締役)、谷口勝則(監査等委員である社外取締役)、國安幹明(監査等委員である社外取締役)、姫野貴(代表取締役社長)、藤原学(社内常務取締役)、高木英樹(社内取締役)、境俊治(常勤監査等委員である取締役)

### (2) 委員会の権限及び役割

指名委員会・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役等の指名・報酬に関する重要事項について審議し、その結果を取締役に答申いたします。

### (3) 委員会構成の独立性に関する考え方

上記(1)の通り、委員の構成は独立社外取締役を過半数とし、委員長を独立社外取締役とすることで委員会の関与・助言にあたり独立性・透明性を確保しております。

### (4) 活動状況(開催頻度、主な検討事項、個々の委員の出席状況)

指名委員会は、2024年度の社長・取締役・監査等委員・執行役員等の各候補者案について審議し、当社取締役会に答申を行いました。

また、後継者育成計画について指名委員会にて議論し、2023年度より、新計画で運用を開始しております。

報酬委員会は、社長・取締役の個別報酬および役員報酬の決定に関する方針等について審議し、当社取締役会に答申を行いました。

2023年度(56期)における指名委員会および報酬委員会の開催状況は、以下のとおりです。

< 指名委員会 >

開催回数 6回

大塚政彦(委員長/社外取締役) 開催した全ての回に出席しました。

高橋静代(社外取締役) 開催した全ての回に出席しました。

小杉乃里子(社外取締役) 開催した全ての回に出席しました。

仲谷栄一郎(監査等委員である社外取締役) 開催した全ての回に出席しました。

谷口勝則(監査等委員である社外取締役) 6回のうち、5回に出席しました。

姫野貴(社内代表取締役社長) 開催した全ての回に出席しました。

藤原学(社内常務取締役) 開催した全ての回に出席しました。

大北敦司(社内取締役) 開催した全ての回に出席しました。

酒井靖男(社内取締役) 開催した全ての回に出席しました。

< 報酬委員会 >

開催回数: 6回

小杉乃里子(委員長/社外取締役) 開催した全ての回に出席しました。

大塚政彦(社外取締役) 開催した全ての回に出席しました。

高橋静代(社外取締役) 開催した全ての回に出席しました。

仲谷栄一郎(監査等委員である社外取締役) 開催した全ての回に出席しました。

谷口勝則(監査等委員である社外取締役) 6回のうち、5回に出席しました。

姫野貴(社内代表取締役社長) 開催した全ての回に出席しました。

藤原学(社内常務取締役) 開催した全ての回に出席しました。  
高木英樹(社内取締役) 開催した全ての回に出席しました。  
境俊治(常勤・監査等委員である取締役) 開催した全ての回に出席しました。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

### その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役(監査等委員である取締役を含む。)の独立性に関する基準または方針を定めておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準等を参考しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

### 該当項目に関する補足説明

当報告書「1-1. 基本的な考え方の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】原則3-1( )」に記載している方針に基づき、業績連動報酬の支給およびストックオプションを付与しております。

#### <参考>

取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対して、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、年額70,000千円、計1,800個(1個あたり100株)を上限に付与いたします。(2022年4月22日開催の第54回定時株主総会において決議)2023年度は、監査等委員でない取締役6名に対して95個を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

### 該当項目に関する補足説明

2012年4月18日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって廃止した役員退職慰労金に代わる報酬制度として、株式報酬型ストックオプション制度を導入しており、その目的は、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する報酬等の一部をストック・オプションとして新株予約権を割り当てることで、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、企業価値向上に対する役員の経営責任を明確にすることにあります。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

### 該当項目に関する補足説明

有価証券報告書にて、全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当報告書「1-1. 基本的な考え方の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】原則3-1( )」に記載のとおりです。

## 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役(監査等委員である取締役を含む。)の職務を補助する専任の要員は配置していませんが、監査等委員である取締役がその職務を補助すべき要員を求めた場合には、必要に応じてコーポレート統括本部および内部監査部門等の要員にて対応できる体制となっております。また、取締役会・経営会議の審議に関して、重要度の高い事案・情報がある場合、社外取締役(監査等委員である取締役を含む。)に対して、取締役会・経営会議に先立ち、早期に資料を配布することで、審議時間を十分に確保、経営監視機能の強化に努めております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### (1) 現在の体制について

現在の当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名(うち社外取締役3名)と監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)の計12名で構成され、代表取締役社長が議長を務めております。取締役会における社外取締役の割合は1/3以上となっております。

当社の取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する機関と位置づけております。

なお、取締役の報酬につきましては、当報告書「 - 1【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の原則3 - 1(iii)」に、取締役の指名につきましては、当報告書「 - 1【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の原則3 - 1(iv)に記載の通りであり、任意の指名・報酬委員会を設置しております。

2024年1月期においては、取締役会を計16回開催しており、各役員の出席状況は以下のとおりであります。

< 監査等委員でない取締役 >

姫野貴(16回中16回出席 出席率100%)

藤原学(16回中16回出席 出席率100%)

玉野正人(16回中16回出席 出席率100%)

高木英樹(13回中13回出席 出席率100%) 2023年4月就任

大北敦司(13回中13回出席 出席率100%) 2023年4月就任

酒井靖男(13回中13回出席 出席率100%) 2023年4月就任

大塚政彦(16回中16回出席 出席率100%)

高橋静代(13回中13回出席 出席率100%) 2023年4月就任

小杉乃里子(13回中13回出席 出席率100%) 2023年4月就任

< 監査等委員である取締役 >

境俊治(13回中13回出席 出席率100%) 2023年4月就任

仲谷栄一郎(16回中15回出席 出席率93.75%)

谷口勝則(16回中16回出席 出席率100%)

さらに経営に関する重要な事項を審議する場として、取締役社長および執行役員の計9名で構成される経営会議を毎週実施しており、実務的な検討を行っております。

### (2) 監査等委員会における監査・活動状況など

監査等委員会の構成は、常勤の監査等委員である取締役1名および監査等委員である社外取締役2名で構成されております。

内部監査・会計監査の状況につきましては、当報告書「 - 1「監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況」に記載のとおりです。

2024年1月期では、監査等委員会を計13回開催しており、各監査等委員である取締役の出席状況は以下のとおりとなります。

境俊治(10回中10回出席 出席率100%) 2023年4月就任

仲谷栄一郎(13回中12回出席 出席率92.31%)

谷口勝則(13回中13回出席 出席率100%)

### (3) 指名委員会および報酬委員会における活動状況など

指名委員会の構成は、独立社外取締役5名全員および社内取締役(監査等委員でない取締役4名)で構成されております。

報酬委員会の構成は、独立社外取締役5名全員ならびに社内取締役(監査等委員でない取締役3名および監査等委員である取締役1名)で構成されております。

それぞれの委員会の出席状況等は、当報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項 (4) 任意の委員会」に記載のとおりです。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役との間で会社法第427条第1項および当社定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監督機能強化と業務執行の意思決定の迅速化を図ることを目的として、監査等委員会設置会社を採用しております。

さらに、取締役会による役員人事および役員報酬決定プロセスの客観性・透明性を確保することを目的とし、取締役会の任意の諮問機関として「指名委員会」および「報酬委員会」を設置しております。

上記体制を採用し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の28日前に当社ホームページおよびTDnetを通じて公開しております。株主総会開催日の20日前に書面にてアクセス通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は1月末期末のため、株主総会集中日となる可能性は低いと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームの導入を行っており、議決権電子行使のための環境を整備しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(狭義および参考書類)についての英訳を当社ホームページおよびTDnetを通じて開示しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家・アナリスト・各種メディア記者等向けの決算説明会を年2回開催するとともに、別途個別面談やスモールミーティングを実施しております。なお、決算説明会に関しては、より多くのステークホルダーの皆様にご理解頂くために、ライブ配信及び動画配信を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書または四半期報告書、決算説明会資料及び動画配信等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は、経営企画部が主管しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>「シーイーシーグループ企業行動指針」において、顧客、株主、取引先、従業員に対して、以下の通り、定めております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様第一主義に徹し、常に誠実かつ節度ある態度で行動し、お客様の満足と信頼を獲得するよう努めます。</li> <li>・お客様に満足いただける商品やサービスを高品質(Quality)・適正価格(Cost)・納期厳守(Delivery)・高生産性(Speed)で提供します。</li> <li>・新しい技術の開拓と不断の技術力の向上を図ることにより、お客様に満足いただける製品やサービスを最良の技術で提供します。</li> <li>・商品やサービスの提供に当たっては、常に公正、透明、自由な競争を意識し、適正な取引を行います。</li> <li>・従業員の個性と人格を尊重し、一人ひとりがその個性と能力に応じてフルに力を発揮することができる職場環境を醸成します。また、従業員のゆとりと豊かさを実現でき、働く喜びと生き甲斐が持てる社風を作ります。</li> <li>・迅速な意思決定と俊敏な行動により、経営の効率化を図り収益性を高めて、株主、取引先、パートナー企業の信頼に応えるとともに、会社の持続的な成長と発展を目指します。</li> </ul>

## 環境保全活動、CSR活動等の実施

### (1) 環境保全活動

当社は、環境方針を自社ホームページに開示しており、省エネ、省資源を重点項目として、環境省の推進する地球温暖化対策運動「COOL CHOICE」に賛同し、全役職員がそれぞれの事業活動において、使用電力の削減やクールビズ対応に取り組むなど環境保全に努めています。

これらの活動をISO14001準拠の環境マネジメントシステムとして運用し、環境目標に向けた活動状況のモニタリングと評価、見直しのサイクルを回すことで、組織全体への定着を図っており、この活動についてISO14001認証を取得し始め、2024年1月期において、主要拠点全てで取得いたしました。

また、金融安定理事会が設置した「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」の提言に賛同し、気候変動を経営における重要課題の一つと捉え、それに係るリスクと機会が事業活動等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を進めるとともに、ガバナンス・戦略・リスク管理等、今後も開示情報の質と量の充実に取り組んでまいります。気候変動およびTCFD提言に基づく情報開示は、当社ホームページに詳細を公表しておりますので、ご参照ください。

[https://www.cec-ltd.co.jp/esg/climate\\_change.html](https://www.cec-ltd.co.jp/esg/climate_change.html)

### (2) CSR活動

その他のCSRに関する課題については、総務部が中心となり、SDGs目標をベースに活動計画を策定し、継続的に推進しております。

本環境保全活動およびCSR活動については、当社ホームページでは「ESGへの取り組み」としてまとめ、具体的な内容を開示しております。

<https://www.cec-ltd.co.jp/esg/governance.html>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システム構築の基本方針は以下の通りです。

1 当社及び当社子会社(以下、当社グループという。)の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 取締役は、シーイーシーグループ企業行動指針の体現者として、法令及び会社の規程類を遵守し、常に社会的良識をもって行動しなければならない。

2) 取締役会は、実効性のある内部統制システムの構築と、当社グループ全体のコンプライアンス体制の確立・強化に努めなければならない。

3) 監査等委員会は、監査等委員会が定めた監査方針、監査等委員会規則その他の方針に基づき、取締役の業務執行状況の監査及び必要な調査を行う。

4) 監査等委員である取締役は、会社法の定めるところにより取締役会、経営会議その他の取締役が主催する重要な会議に出席し意見を述べることができる。

2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1) 文書管理規程に基づき、次の各号に定める文書(電磁的記録を含む。)を関連資料とともに、保存する。

株主総会議事録

取締役会議事録

取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録

稟議書

その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

2) 前項各号に定める文書の取り扱いは、文書管理規程の定めるところによる。取締役から閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能である方法で保管するものとする。

3 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 経営会議もしくはそれに準ずる機関にリスク情報を集約し、組織的なリスク管理を行うことでリスクの顕在化防止及び早期発見に努めるとともに、有事の際の迅速かつ適切な情報管理と緊急体制を整備する。

4 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、定期に定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項について迅速かつ的確な意思決定を行う。

2) 取締役会の意思決定を業務執行に迅速かつ的確に反映するとともに、その執行状況の監督強化を図るため、業務執行機能を分離させた執行役員制度を採用し、経営の効率化を図る。

3) 取締役会で重要な職務執行の権限を取締役に委任するときは、その委任者と権限の範囲を決定するとともに、合理的な職務分掌、権限規程等を整備し、迅速な業務執行を行う。

5 当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) シーイーシーグループ企業行動指針を制定し、企業活動の根本理念を明確にするとともに、従業員向けには、日常的な行動の際の根拠となる社員行動基準を定め、各人に配布する。

2) 従業員は、法令及び会社の規程類あるいは社会通念に反する行為が行われていることを知ったときは、内部通報窓口に速やかに通報しなければならない。

3) 内部監査部門等は、内部監査規程に基づき、業務全般に対し、コンプライアンスの状況及び業務の手続きと内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長に対しその結果を報告する。

6 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

1) シーイーシーグループ企業行動指針を定め、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を保つ。

2) 当社は、子会社ごとに当社の取締役から責任担当を定め、事業の総括的な管理を行う。

3) 当社は、当社グループ全体の業務の適正を確保するため、子会社に対してその事業規模、業務形態を考慮し、可能かつ適切な範囲で規程の制定又は当社規程を準用するよう指導、援助する。

4) 当社は、子会社の重要な意思決定事項について、事前に当社取締役会で審議するほか、その他必要な情報について随時報告を求めるものとする。

7 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人、当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1) 監査等委員会は、内部監査部門等の要員に対し、必要に応じ監査業務の補助を命令することができる。監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

2) 監査業務の補助を行う者は、その命令の範囲において取締役の指揮を外れる。

3) 監査業務の補助を行った者の人事異動・人事評価・懲戒処分は、監査等委員会の同意を得なければならない。

8 当社グループの取締役、監査役及び従業員が当社の監査等委員会へ報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1) 当社グループの取締役、監査役及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び不正行為又は法令・定款違反行為を発見した場合、直接又は間接的に当社の監査等委員会へ速やかに報告しなければならない。なお、当社の監査等委員会は、必要に応じてこれらの者から報告を求めることができる。

2) 当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役、監査役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しなければならない。

9 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

1) 監査等委員会が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求を行った場合、当該職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10 その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査等委員会は、必要に応じ、当社グループの取締役、監査役及び従業員に対しヒアリングを実施し、また報告を求めることができる。

2) 監査等委員会は、代表取締役社長、監査法人及び内部監査部門等とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

3) 独立社外取締役間の会合を開き、監査等委員である取締役とそれ以外の社外取締役との間で情報交換を行う。

11 当社グループの反社会的勢力排除に向けた体制

1) シーイーシーグループ企業行動指針の定めに従い、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係をもたず、不当な要求は拒絶し、資金提供を行わない。

2) 平素より警察等の外部専門機関と連携して情報収集に努め、社内教育等により周知徹底を図り、組織的に反社会的勢力を排除できる体制を構築する。

3) 法令等に基づき、取引相手が反社会的勢力でないことを確認するとともに、反社会的勢力であると判明した場合、契約を解除できる条項を設けるなどして、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。

12 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

1) 金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

グループ企業行動指針において、反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求は拒絶し、資金提供を行わないことを定めております。また、警察等の外部専門機関と連携して情報収集に努め、社内教育等により周知徹底を図るとともに、取引先が反社会的勢力でないことの確認を行い、契約書への排除条項の設置を推進しております。

### その他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

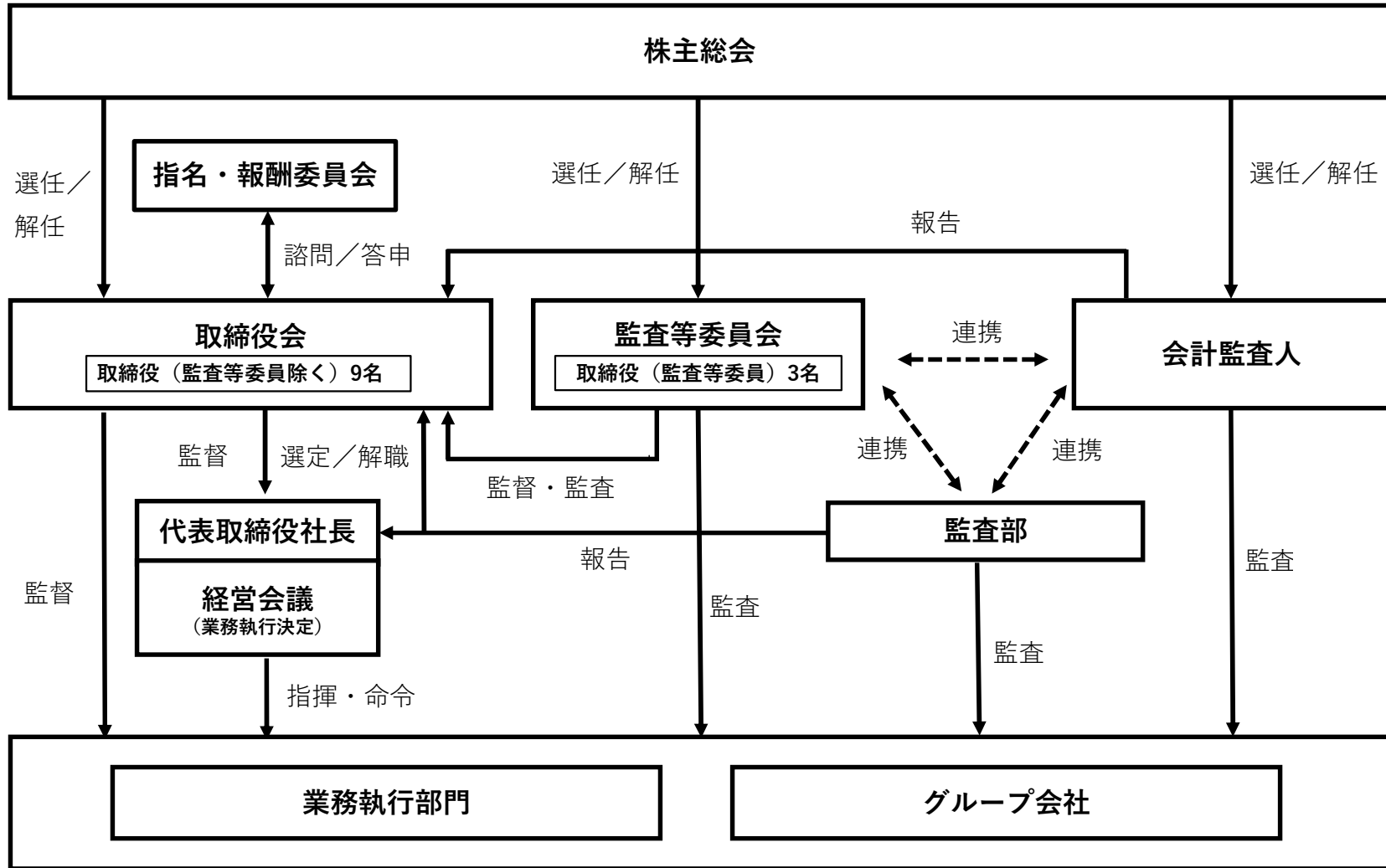
該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

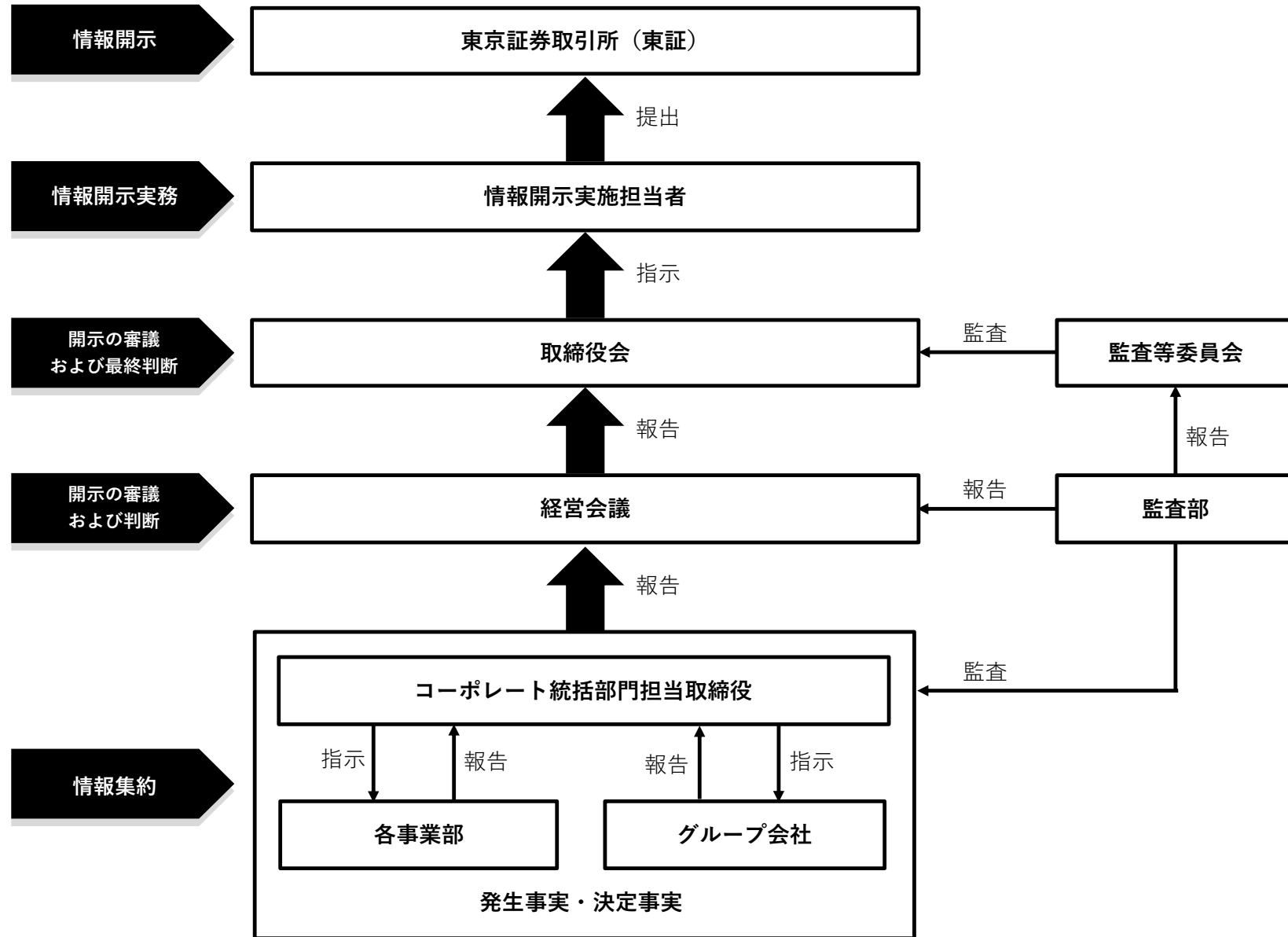
重要な経営情報の適時開示については、経営会議および取締役会における審議・決定を経て、東京証券取引所、自社ホームページ等を通じて行っております。また、公表前の重要事実に関する情報の取り扱いについては、「インサイダー取引防止規程」を定め、適切な情報管理に努めております。

【内部統制体制図】





【適時開示体制図】



【取締役会スキルマトリックス】

	経営/ ガバナンス	法務/コンプ ライアンス	人事/労務	財務/会計	セールス/ マーケティング	ICT技術
姫野貴	○					
藤原学		○	○	○		
玉野正人					○	○
高木英樹					○	○
大北敦司					○	○
酒井靖男					○	○
大塚政彦 (社外)	○					
高橋静代 (社外)			○	○		○
小杉乃里子 (社外)			○	○		
境俊治 (監査等委員)		○			○	
谷口勝則 (監査等委員・社外)		○		○		
國安幹明 (監査等委員・社外)	○	○				